

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成25年度 「市の債権事務の執行について」
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成30年1月15日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。
イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。
ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部地域医療介護室長寿介護課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(122 頁)</p> <p>要介護認定について (要介護認定までの日数について)</p> <p>申請日からの認定日及び主治医意見書入手日までの日数は、更新を除いて短縮化傾向にあるものの、未だ法定日数を超過している状況である。各年度の遅延件数からみて、「特別な理由」がある場合のみとは言えないものと思われる。認定の効力は申請日に遡るとされるものの、利用者の介護サービス開始時期の遅れにつながるものと考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>主治医意見書作成に係る遅延(申請者の主治医未受診、受診遅延、申請後の主治医変更に伴う意見書作成遅延)及び訪問調査日程調整に係る遅延(申請者都合による調査日延期等)等が、当該事項が発生した主な原因として考えられます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>主治医意見書作成遅延への対応に関しましては、対象医療機関に対し提出催促を実施するとともに、未受診者に対しては対象者に連絡を行い、速やかな受診を依頼しております。</p> <p>また、訪問調査遅延への対応に関しましては、対象申請者に連絡を行い、早期認定には速やかな訪問調査の実施が必要な旨を説明のうえ依頼しております。</p> <p>法定日数超過の更なる是正に向け、上記取組みの強化(催促回数、連絡回数の増)及び取組みの徹底を図って参ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(79 頁) 地域包括支援センター運営事業について (地域包括支援センターの定員基準の再検討について) 定員数は定員基準より算出されるが、現在の定員基準は、平成 19 年地域包括支援センター設立時に定められたものである。 今後増大する業務量と現在の定員数が齟齬をきたしている可能性も考えられ、定員基準の再検討を行うことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 平成 26 年度介護保険制度改正において、地域包括支援センターの機能強化に向けた方向性が示され、人員体制を業務量に応じて適切に配置することが求められているが、本市における同センターの定員数は、設立時に定められた基準設定で継続していることから、今般の監査において、今後増大する業務量と定員数の齟齬の可能性を検証し、適正な定員基準の検討を行うことが望ましいとの意見が付されたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由] 地域包括支援センターの人員基準については、介護保険法施行規則第 140 条の 66 及びいわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第 3 条において、第 1 号被保険者 (65 歳以上の高齢者) 3,000 人～6,000 人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員 (いずれも準ずる者を含む) を最低限それぞれ各 1 人配置することと定められております。 本市の地域包括支援センターにおいては、その中間である 4,500 人ごとに 3 職種を配置しており、また、平成 27 年度からは、初期集中支援チームなどの認知症関連施策へ重点的に取組む認知症地域支援推進員を加配しております。(平成 27 年度は 3 名、平成 28 年度及び平成 29 年度は 4 名)</p>

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
	<p>第 1 号被保険者数に応じ、定員数を決定する現行の基準は、省令に基づいて定められたものであり、職員一人あたりの業務量の平準化も図られ、また、急速な少子高齢化に伴い、顕在化している認知症に係る諸問題についても、認知症地域支援推進員の加配により、対応しているところであります。</p> <p>今後の業務量については、今般、国や県などの動向を踏まえつつ、事務作業の改善や関係機関との情報共有に取り組むことで、委託分に係る適正な範囲に収まるものと整理したところであることから、定員基準については、現行の基準を継続していくこととし、今後も業務量を適正に見極め、対応して参りたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部地域医療介護室地域包括ケア推進課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(82 頁) 地域包括支援センター運営事業について (地域包括地域支援センターの開設時間等について) 地域包括支援センターの開設時間が限定的である。 仮設のセンターを設ける、また隔週開設する等、土日・祝日開設に向け柔軟な対応をとることが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 平成 26 年度介護保険制度改正において、地域包括支援センターの機能強化に向けた方向性が示され、土日・祝日の開所を行うなど、働く家族に対する相談体制の充実に向けた検討が示されているが、同センターの開設時間は、本庁の開庁時間と同様であることから、今般の監査において、土日・祝日開設に向け柔軟な対応をとることが望まれるとの意見が付されたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由] 現在、本市の地域包括支援センターは、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを開設時間としております。 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで) については、地域包括支援センターへの電話が管理者に転送されることで、相談が可能な体制となっており、内容が急を要するような場合には、即日対応しているところですが、実際に転送されている電話の内容としては、開設日でも対応できる性質のものがその大半を占めている状況にあり、また、介護相談会のようなイベントを土曜日、日曜日、祝日に開催するなど、働く家族に対する相談体制の充実を図っていることから、現行の体制を継続することとし、今後もこうしたニーズの把握に努め、体制等について適宜検討して参りたいと考えております。</p>